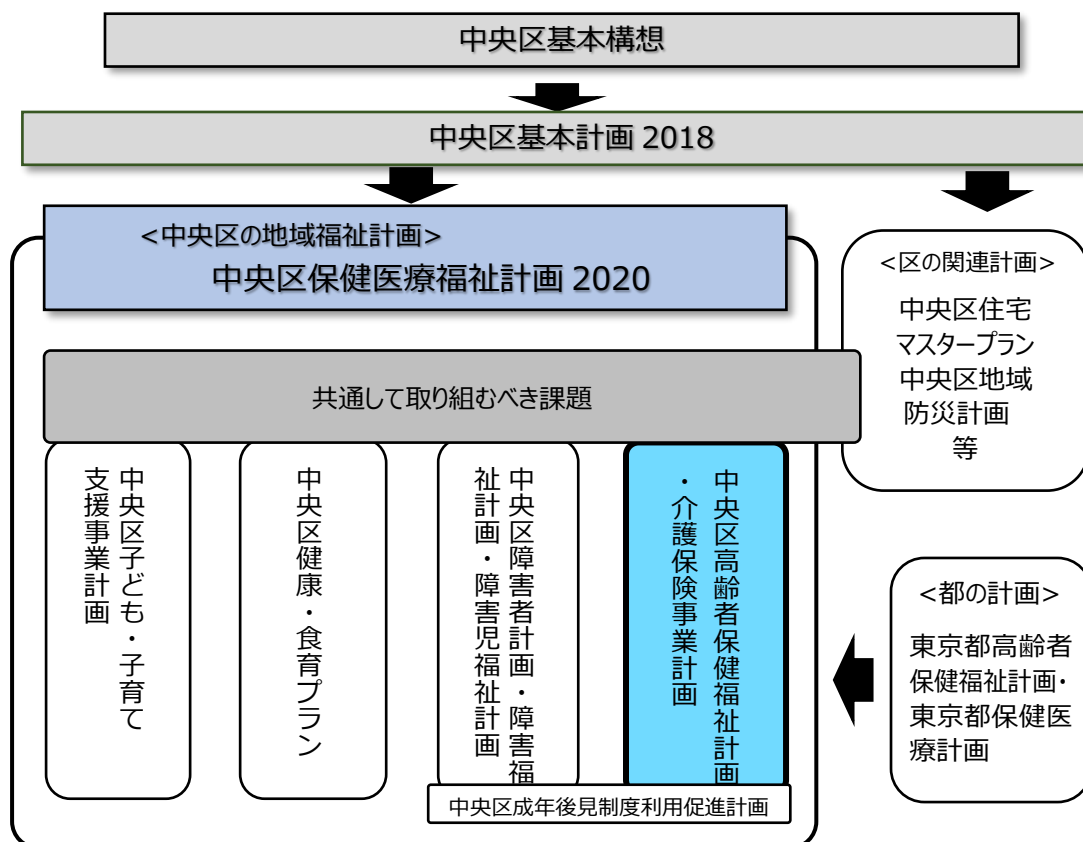


計画策定にあたって

1 計画の枠組み

(1) 計画の位置付け

- この計画は、「中央区基本構想」および「基本計画 2018」を上位計画とします。
- この計画は、本区の福祉諸計画・施策の「総合化」を図る観点から、分野別の計画を横につなぎ、総合的かつ包括的な支援の提供を推進していく計画として令和2(2020)年3月に策定した「中央区保健医療福祉計画 2020」の高齢者保健福祉分野における施策や事業の内容および介護保険事業における必要なサービス量、給付費の見込み量などを具体的に定める個別計画です。
- 高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」であり、第8期介護保険事業計画は、介護保険法第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」です。
- 国・東京都の関連計画や本区の他の関連個別計画との整合性を図ります。
- この計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する市町村計画を包含しています。



(2) 計画の期間

令和 3(2021)年度～令和 5(2023)年度の 3 カ年とします。

| 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | |
|---------------------------|------|------------------------------|---------------------------|---------------------------|------|---------------------------|------|----------------------------|------|------|------|------|--|
| H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 中央区基本計画2018（平成30年度～令和9年度） | | | | | | | | | | | | | |
| | | 中央区保健医療福祉計画2020（令和2年度～令和8年度） | | | | | | | | | | | |
| | | | 高齢者保健福祉計画・ 第7期介護保険事業計画 | 高齢者保健福祉計画・ 第8期介護保険事業計画 | | 高齢者保健福祉計画・ 第9期介護保険事業計画 | | 高齢者保健福祉計画・ 第10期介護保険事業計画 | | | | … | |

(3) 計画の推進体制と進捗管理

ア 計画の推進体制

本計画の取組を効果的に推進するため、区民、町会・自治会、民生・児童委員、医療関係団体、サービス提供事業者、社会福祉協議会、ボランティア団体などさまざまな主体と連携を深めていきます。また、さまざまな主体間の連携を支援することで、地域の自主的な活動のすそ野を広げていきます。さらに、地域における多様な活躍の機会と役割を生み出すことにより、支え合いの地域づくりを進め、本区の特性にあった「地域包括ケアシステム」を深化させ、推進していきます。

基本理念（めざす姿）の実現に向けて、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、見直し（ACTION）のPDCAサイクルに基づいて効果的に施策を推進していきます。

イ 計画の進捗管理と評価

本計画の高齢者福祉施策および介護保険事業の運営については、施策を推進する事業の実施状況の把握や給付実績を分析し、計画策定の中心となった高齢者施策推進委員会に定期的な報告を行い、その点検および評価を実施します。年度ごとに目標値を設定している事業については、目標と実績の差や進捗状況を評価していきます。

なお、その進捗状況や社会状況の変化に応じて、当該委員会の委員である学識経験者や医療関係者、サービス提供事業者、被保険者などからの助言・意見を踏まえて適切に進行管理を行い、次期計画の取組に反映させていきます。

ウ 評価・分析結果の報告

事業の実施状況およびその評価・分析の結果などの進捗状況は、区のホームページを通じて公表していきます。

2 保健・医療・福祉に関する国・都の状況

(1) 保健・医療・福祉を取り巻く状況

ア 国における施策の方向性および取組

① 高齢社会対策大綱(平成 30(2018)年 2 月)

全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会のため年齢による画一化の見直し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作るため地域における生活基盤の整備、技術革新による新しい高齢社会対策を志向することが示されています。

② 認知症施策推進大綱(令和元(2019)年 6 月)

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することが示されています。

③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(令和 2(2020)年 4 月)

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、これまで保健事業で行っていた疾病予防・重症化予防と併せて、介護予防も行う。さらに、地域の医療関係団体等の連携を図りながら、医療専門職が高齢者通いの場等にも積極的に関与し、フレイル予防にも着目した高齢者への支援を行うといった、市町村における保健事業と介護予防の一体的な実施を推進することが示されています。

④ 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(基本指針)

介護保険事業計画の作成に関して記載する事項などを定める指針であり、主に次の項目などがサービス提供体制の確保および事業実施に関する基本的事項として定められています。

- 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減および悪化の防止、介護給付の適正化への取組および目標

イ 保健・医療・福祉に関する主な法制度

①総合確保方針・地域医療介護総合確保基金

国および都道府県の拠出により各都道府県に設置された「地域医療介護総合確保基金」を財源に、国が定めた「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）」に基づき、居宅等における医療の提供、介護施設等の整備、介護従事者の確保等に関する事業が進められています。

②東京都高齢者保健福祉計画(令和 3(2021)年度～令和 5(2023)年度)

地域で支え合いながら安心して暮らし続けることができる東京都の実現を目指し、令和 3 年度から 5 年度にかけて東京都が取り組む各種施策などが計画化されています。

(2)地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正

「支援される側」「支援する側」という従来の関係を超え、人與人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創っていく、「地域共生社会」の実現に向け、令和 2(2020)年 6 月に社会福祉法、介護保険法等が改正されました。

法改正の主な内容は次のとおりです。

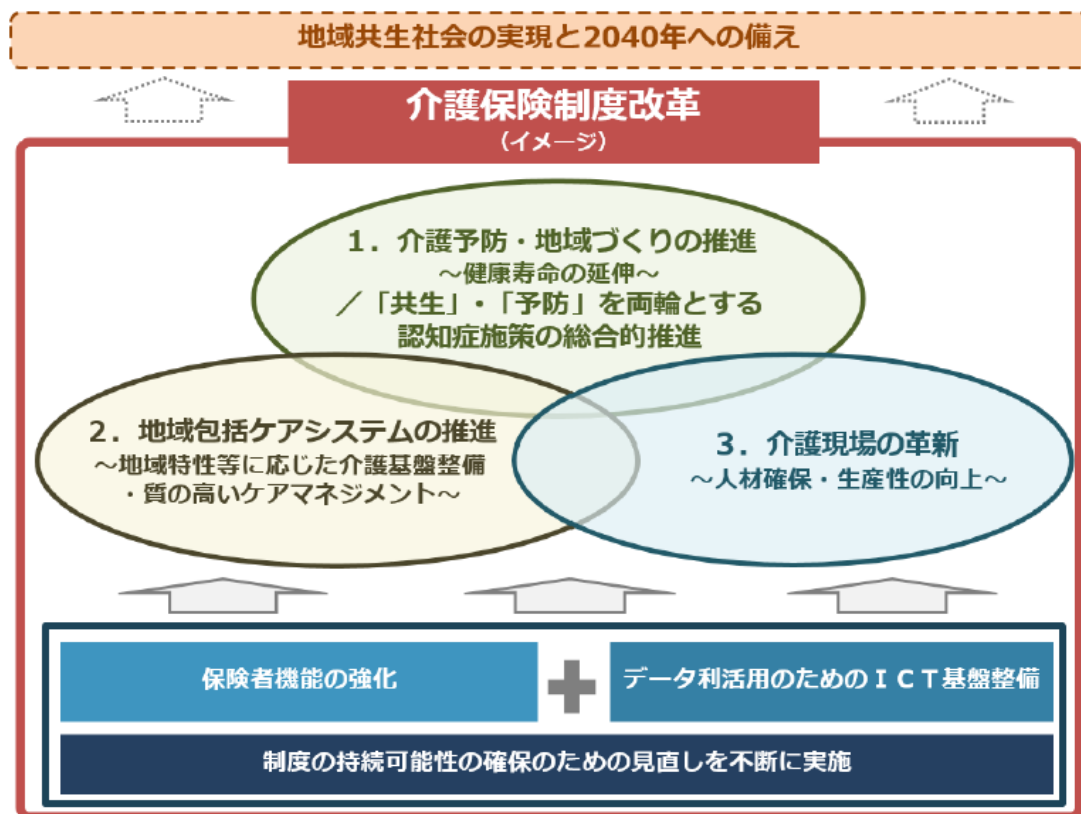
- ①地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
- ②地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
- ③医療・介護データ基盤整備の推進
- ④介護人材確保および業務効率化の取組強化
- ⑤社会福祉連携推進法人制度の創設

(3)介護保険制度の見直しに関する意見(社会保障審議会介護保険部会議)

いわゆる団塊の世代が 75 歳以上になる令和 7 (2025) 年に向けた地域包括ケアシステムの推進や介護人材不足等に対応するとともに、高齢者数がピークを迎えると推定される令和 22 (2040) 年を見据え、地域共生社会の実現を目指し、制度の持続可能性を確保しながら、自立支援・重度化防止や日常生活支援等の役割・機能を果たし続けられるよう制度の整備や取組の強化を図るものです。介護保険制度は、「介護予防・地域づくりの推進」「地域包括ケアシステムの推進」「介護現場の革新」を柱とし、以下の取組を進めていくとされています。

- ① 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）
住民主体の高齢者通いの場の一層の取組による一般介護予防事業等の推進、より効果的な総合事業の推進による地域のつながり機能の強化、介護支援専門員がその役割を効果的に果たして質の高いケアマネジメントを実現できる環境の整備、増加するニーズに対応するため地域包括支援センターの機能や体制の強化。
- ② 保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）
介護予防や高齢者の活躍促進等を一層推進するための予算の増額や安定財源の確保、保険者機能強化推進交付金の評価を活用した実施状況の検証・取組内容の改善、介護関連データの利活用のための環境整備。
- ③ 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）
地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備や高齢者向け住まいのあり方を検討、医療・介護の連携を推進。
- ④ 認知症施策の総合的な推進
認知症サポーターの養成、本人発信支援等の普及啓発の推進等、認知症施策推進大綱に沿った施策の推進。
- ⑤ 持続可能な制度の構築・介護現場の革新
新規人材確保・離職防止の双方の観点から総合的な人材確保策を推進、人材確保・生産性向上の取組を地域の実情に応じてきめ細かく対応していく体制整備、介護保険事業（支援）計画に基づく取組の推進。

<介護保険制度改正の全体像>



出典：令和2年2月21日社会保障審議会介護保険部会資料